

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	保険年金課
委 託 業 務 名	過誤返戻業務
委 託 業 務 場 所	大津市中央四丁目5番9号 滋賀県国民健康保険団体連合会
概 要	平成30年度からの新国保制度施行に伴い、滋賀県国民健康保険運営方針に基づき保険者事務の効率化を目指し、保険者が行なう国保診療報酬明細書等（医科、歯科、調剤、訪問看護、柔道整復）の資格適用期間外請求に対する医療機関への過誤返戻事務を県内全市町の共同事務として、滋賀県国民健康保険団体連合会に委託する。
契 約 期 間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年4月1日
契 約 金 額	レセプト1件あたり 3円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市中央四丁目5番9号 〔名 称〕 滋賀県国民健康保険団体連合会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	滋賀県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険の保険者が共同して国保事業の円滑な推進に寄与するため国民健康保険法第83条に基づき設立された公法人である。 当該過誤返戻業務の内容としては、診療報酬明細書と被保険者資格マスタとを突合して無資格受診をすることを県内分一括して処理し、滋賀県国保分を各医療機関に一括して過誤返戻を依頼することから、それらを一括して処理することが可能であり、法に基づく県内保険者の共同事業を実施できる唯一の団体である滋賀県国民健康保険団体連合会へ委託するもの。 なお、滋賀県内19市町は全て当該業務を共同事業の一環として同会に委託することとされており、本市も委託契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。